（沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の変更等）

第十三条　沖縄県知事は、前条第二項の認定を受けた沖縄特例通訳案内士育成等事業計画（以下この条及び次条第一項において「認定沖縄特例通訳案内士育成等事業計画」という。）の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2　内閣総理大臣は、認定沖縄特例通訳案内士育成等事業計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項において同じ。）が前条第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

3　国土交通大臣は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

4　前条第二項から第四項までの規定は認定沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の変更について、同条第四項の規定は第二項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。

（通訳案内士法の特例）

第十四条　認定沖縄特例通訳案内士育成等事業計画に係る沖縄特例通訳案内士については、当該認定の日以後は、次項から第九項まで、第百十七条、第百十八条、第百二十条及び第百二十一条に定めるところによる。

2　沖縄特例通訳案内士は、沖縄において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）を行うことを業とする。

3　沖縄特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4　第十二条第二項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた沖縄県知事が行う沖縄の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、沖縄において、沖縄特例通訳案内士となる資格を有する。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三　通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六　総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6　沖縄特例通訳案内士は、沖縄以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

7　通訳案内士法第三章の規定は、沖縄特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「沖縄特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「沖縄県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「沖縄特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8　通訳案内士法第四章の規定は、沖縄特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「沖縄振興特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9　通訳案内士法第三十五条の規定は、沖縄特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替えるものとする。

（海外における宣伝等の措置）

第十五条　独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光旅客の沖縄への来訪を促進するため、海外において沖縄の宣伝を行うほか、これに関連して沖縄県及び沖縄の市町村が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（国際会議等の誘致を促進するための措置）

第十六条　独立行政法人国際観光振興機構は、国際会議等の沖縄への誘致を促進するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一　沖縄県及び沖縄の市町村に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。

二　海外において沖縄県及び沖縄の市町村の宣伝を行うこと。

第十七条から第二十条まで　削除

第二十一条第五項第一号中「観光振興計画」を「沖縄振興計画」に改める。

第二十五条中「同意観光振興計画に定められた」を「沖縄における」に改める。

第三章第一節第四款を同節第三款とする。

第二十六条中「空港内の旅客ターミナル施設（内閣総理大臣」を「旅客ターミナル施設等（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣」に、「に限る。以下」を「をいう。以下」に、「単に「旅客ターミナル施設」という」を「同じ」に、「同意観光振興計画」を「提出観光地形成促進計画」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「旅客ターミナル施設に」を「旅客ターミナル施設等に」に改める。

第二十七条中「沖縄島」の下に「、宮古島、石垣島又は久米島」を加える。

第三章第一節第五款を同節第四款とする。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

（情報通信産業振興地域の指定）

第二十八条　主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2　沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　主務大臣は、情報通信産業振興地域を指定するときは、当該情報通信産業振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。